

# 幼保連携型認定こども園の認可基準について

国が示す「新設の幼保連携型認定こども園の基準」に関する対応方針案まとめ

## 1. 学級編制・職員

### ①学級編制

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。 (上記以外は、学級編制を求めない。)</li> <li>●保育認定を受けない1号子ども(注)も保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。</li> <li>●学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができる弾力的な取扱いを認める。</li> <li>●学年途中で満3歳に達した子ども(3号子どもから2号子どもへの職権による変更)の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。 (想定される対応例) <ul style="list-style-type: none"> <li>①年度中は3歳未満クラスに残る</li> <li>②3歳児学級(年少)へ移る</li> <li>③3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等</li> </ul> </li> </ul> <p>※年齢に応じた給付に対する考え方(年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等)については、公定価格の議論において検討する。</p>	

### ②職員配置基準(学級編制基準)

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。</li> <li>●満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭(※)を1人置かなければならないこととする。 ※特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。</li> <li>●1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。</li> </ul> <p>※具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。</p>	

③園長等の資格

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。</li> <li>・「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。</li> </ul> <p>●ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。</p> <p>●「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が認めた場合とする。</p> <p>※運営上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方（例：園長研修の受講等）を示す。</p> <p>※国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用の促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。</p> <p>※施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。</p> <p>●これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。</p>	

④その他の職員の配置（認定こども園法で規定されている事項以外）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。</p> <p>●主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員は置くように努めることとする。</p> <p>※置くよう努める職員等についての価格上の扱いについては、公定価格の議論において検討する。</p> <p>●調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。</p>	

⑤短時間勤務（非常勤）の職員の扱い

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと（短時間勤務）ができることとする。</p> <p>※短時間勤務の配置基準上の扱い（常勤換算方法）は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。</p>	

## 2. 設備

### ①建物及び附属設備の一体的措置

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設（1つの認可）」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む）を前提とする。</p>	

### ②保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合（例：遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等）は、保育室と遊戯室の兼用も可。</li> <li>●満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。</li> <li>●満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。</li> <li>●受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。</li> <li>●特別な事情がある場合（例：養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等）は、職員室と保健室の兼用も可。</li> </ul>	

### ③園舎の階数、保育室等の設置階

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合（例：地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合）は、3階建以上も可。</li> <li>●保育室等の設置階（※1）については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。</li> <li>・満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等（※2））を備える場合は、3階以上に設置可。（満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則（※3）不可。）</li> </ul> </li> </ul> <p>※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。（従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。）</p> <p>※2 建築基準関係法令の上乗せ規制（保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置）については、保育所における上乗せ制度の見直しと合わせて検討が必要。</p> <p>※3 ただし、園庭面積とし屋上の面積算入が認められる要件（P21⑤-3運動場の設置・面積（屋上の取扱い）参照）①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等について3階以上の設置を認める。</p>	

④園舎・保育室等の面積

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園基準を満たすこと。</li> <li>●各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。</li> </ul>	

⑤-1 運動場等の設置・面積

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●園庭（運動場、屋外遊戯場）は必置とする。</li> <li>●園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。</li> <li>●面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</li> <li>・満2歳の子どもについて、保育所基準による面積</li> </ul> </li> </ul>	

⑤-2 運動場等の設置・面積（代替地の取扱い）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。</p> <p>※実際の公園等の利用を妨げるものではない。</p>	

⑤-3 運動場等の設置・面積（屋上の取扱い）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上（バルコニー等を含む。）の面積算入は原則※不可とする。</p> <p>※ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①耐火建築物であること。</li> <li>②幼保連携認定こども園保育要領（仮称）に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</li> <li>③屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。</li> <li>④防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。</li> <li>⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。</li> <li>⑥保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。</li> </ol> <p>※園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。</p>	

⑤-4 運動場等の設置・面積（名称）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割（運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等）を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。</p>	

⑥調理室等の設置

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置（※1）を原則とする。          ※1 備えるべき具体的な設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。</p> <p>●ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満（※2）である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていけば可とする。</p> <p>●外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>（※2）調理室の設置を求めるにあたっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の保育所の最低定員は、20人であるため、食事を提供すべき子どもが少なくとも20人存在する。</li> <li>・ 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最低定員は20人であるが（社会福祉事業の最低定員）、ここには、食事の提供が必ずしも行われない教育標準時間認定の子ども（1号子ども）も含まれることが考えられる。</li> <li>・ そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることになる可能性があることに留意。</li> </ul>	

⑦その他の設備

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<p>●飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。</p> <p>●放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。</p>	

### 3. 運営

#### ①平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
●基本的に、保育所と同様とする。	

#### ②教育時間・保育時間等

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。</li> <li>●1日の開園時間は、原則11時間とする。</li> <li>●ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。</li> <li>●満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。</li> <li>●満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。</li> <li>●夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間（4時間を標準とする）等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。</li> </ul> <p>※保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準（原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。）等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。</p>	

#### ③-1 食事の提供（提供範囲）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。</li> </ul> <p>※食事の提供に係る費用の取扱いについては、公定価格の議論において検討する。</p>	

#### ③-2 食事の提供（提供方法）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。</li> <li>●満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。</li> <li>●食事の提供を求める子ども（2号子ども、3号子ども）に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。</li> </ul>	

#### ④園児要録・出席簿

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての在園する子どもについて、幼保連携認定こども園園児要録（仮称）、出席簿を作成することとする。</li> <li>●在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録（仮称）の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。</li> </ul>	

⑤研究等

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。</li> <li>●施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。</li> </ul>	

⑥職員会議

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員会議については、幼稚園と同様とする。</li> </ul>	

⑦運営状況評価（法律事項以外）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。</li> <li>●関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。 ※第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。</li> </ul>	

⑧苦情解決

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所と同様とする。</li> </ul>	

⑨家庭・地域との連携，保護者との連絡

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の幼稚園，保育所，認定こども園に係る規定について，全て包含するような内容を規定する。</li> </ul>	

⑩健康診断

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所と同様，健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。 ※公定価格の議論において，費用負担について検討。</li> </ul>	

⑪感染症による臨時休業・出席停止

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症に係る臨時休業や出席停止については，学校保健安全法が準用されるため，幼稚園と同様。</li> <li>●感染症に係る臨時休業を行った園に通う，感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策，具体的な配慮事項等について，別途検討する。</li> </ul>	

⑫子育て支援（認定こども園法で規定される事項以外）

国子育て会議での対応方針案より抜粋	基準検討部会での意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については，公定価格等の議論と合わせて検討。</li> </ul>	